

平成 28 年分 給与所得者の扶養控除等申告書のチェックポイント

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。

平成 28 年分 給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書

2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

所轄税務署長 麹町 税務署長 板橋	給与の支払者の名称(氏名) 株式会社 ○○○○	(フリガナ) あなたの氏名 佐藤 和夫	あなたの個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	あなたの住所 (郵便番号 173 - 0014) 東京都板橋区大山東町 35-1	あなたとの続柄 本人	あなたとの続柄 本人
----------------------------	----------------------------	---------------------------	---	--	---------------	---------------

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記します。

あなたの個人番号を記載します。



控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載します。

控除対象扶養親族が、年齢19歳以上23歳未満(平成6年1月2日～平成10年1月1日生)の場合に○を付けます。

控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合に○を付けます(親族関係書類の添付等が必要です)。

所得の見積額が38万円を超える人は、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族に該当しません。

所得が給与等のみの場合には収入金額が103万円以下、公的年金等のみの場合には収入金額が158万円以下(年齢65歳未満の人は収入金額108万円以下)であるとき、所得は38万円以下になります。

控除対象扶養親族が、年齢70歳以上(昭和22年1月1日以前生)の場合には次のとおりいずれかに○を付けます。  
①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人であるとき⇒「同居老親等」  
②その人が①以外の人であるとき⇒「その他」

年末調整の際に、送金金額等を記載した扶養控除等申告書を別途作成するか、提出したこの申告書に送金金額等を追記します(送金関係書類の添付等が必要です)。

氏名	及	び	あなたとの続柄	生	年	月	日	住	所	平成28年中の所得の見積額	異動月日及び事由
佐藤 洋子			妻	明・大	42	11		東	町 35-1	70,000	
1 佐藤 守			子	明・大	7	2	4	同	居・その他	0	1234 Kokuzei Street, . . . . . USA
2 佐藤 茂			子	明・大	12	3	30	同	居・その他	0	東京
3 佐藤 隆雄			父	明・大	13	5	8	同	居・その他	300,000	

障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	① 障害者	区分	本人	控除対象配偶者	扶養親族
		一般の障害者			(1人)
		特別障害者			(1人)
		同居特別障害者			(1人)

他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	住所又は居所	控除氏名	異動月日及び事由

○住民税に関する事項

(住民税に関する事項) 16歳未満の扶養親族(平13.1.2以後生)	氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国扶養親族	平成28年中の所得の見積額	異動月日及び事由
	1 佐藤 勝	5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 0 0	子	平 14・10・15	東京都板橋区大山東町 35-1		0 円	
	2							
	3							

年齢16歳未満(平成13年1月2日以後生)の扶養親族を記載します。

○「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

平成 29 年分 給与所得者の扶養控除等申告書の記載例

一定の要件の下、個人番号の記載が不要となる場合があります。

平成 29 年分 給与所得者の扶養控除等 (異動)

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。

2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。



給与の支払者の名称(氏名)	株式会社 ○○○○	(フリガナ)	あなた(フリガナ)	サトウ カズオ
あなたの氏名	佐藤 和夫	あなたの個人番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6	
給与の支払者の法人(個人)番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7	あなたの住所(郵便番号)	無	
給与の支払者の所在地(住所)	東京都千代田区霞が	あなたの個人番号を記載します。		

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記します。

国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に住所を有しない親族

所得の見積額が 38 万円を超える人は、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族に該当しません。

控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載します。

控除対象扶養親族が、年齢 19 歳以上 23 歳未満 (平成 7 年 1 月 2 日～平成 11 年 1 月 1 日生) の場合に○を付けます。

所得が給与等のみの場合には収入金額が 103 万円以下、公的年金等のみの場合には収入金額が 158 万円以下 (年齢 65 歳未満の人は収入金額 108 万円以下) であるとき、所得は 38 万円以下になります。

あなたの氏名	佐藤 洋子	あなたの生年月日	昭和 43.1	あなたとの続柄	配偶者	年齢	43	控除対象配偶者	○	住所又は居所	無	平成 29 年中の所得の見積額	70,000 円	異動月	無
あなたの個人番号	2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	あなたの生年月日	昭和 43.1	あなたとの続柄	配偶者	年齢	43	控除対象配偶者	○	住所又は居所	無	平成 29 年中の所得の見積額	70,000 円	異動月	無
あなたの氏名	佐藤 守	あなたの生年月日	昭和 8.2.4	あなたとの続柄	子	年齢	19	控除対象扶養親族	○	住所又は居所	1234 Kokuzei Street, . . . . USA	平成 29 年中の所得の見積額	0	異動月	無
あなたの氏名	佐藤 茂	あなたの生年月日	昭和 13.3.30	あなたとの続柄	子	年齢	16	控除対象扶養親族	○	住所又は居所	東京都	平成 29 年中の所得の見積額	0	異動月	無
あなたの氏名	佐藤 隆雄	あなたの生年月日	昭和 14.5.8	あなたとの続柄	父	年齢	14	控除対象扶養親族	○	住所又は居所	東京都	平成 29 年中の所得の見積額	0	異動月	無

控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合に○を付けます (親族関係書類の添付等が必要です。)

年末調整の際に、送金金額等を記載した扶養控除等申告書を別途作成するか、提出したこの申告書に送金金額等を記載します (送金関係書類等の添付等が必要です。)

控除対象扶養親族は、年齢 16 歳以上 (平成 14 年 1 月 1 日以前生) の扶養親族を記載します。

控除対象扶養親族が、年齢 70 歳以上 (昭和 23 年 1 月 1 日以前生) の場合には次のとおりいずれかに○を付けます。  
①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人であるとき⇒「同居老親等」  
②その人が①以外の人であるとき⇒「その他」

給与から控除を受ける	控除対象扶養親族 (16歳以上) (平14.1.1以前生)	3	佐藤 隆雄	父	昭和 14.5.8	同居老親等	○	東京都	0	0	300,000	異動月及び事由	
障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	①障害者	区分	本人	控除対象配偶者	扶養親族	2 寡						異動月及び事由	
		一般の障害者			3 特別の寡婦								
		特別障害者			4 寡夫								
		同居特別障害者			5 勤労学生								

他の所得者が控除を受ける扶養親族等	(フリガ) 氏	年齢 16 歳未満 (平成 14 年 1 月 2 日以後生) の扶養親族も対象となります。	住所又は居所	氏	住所	異動月及び事由

住民税に関する事項	(住民税に) 関する事項	16歳未満の扶養親族 (平14.1.2以後生)	(フリガ) 氏	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国外扶養親族	平成 29 年中の所得の見積額	異動月及び事由
			佐藤 勝	5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 0 0	子	平 15.10.15	東京都板橋区大山東町 35-1		0 円	

年齢 16 歳未満 (平成 14 年 1 月 2 日以後生) の扶養親族を記載します。

国内に住所を有しない扶養親族

◎ 「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

平成28年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書の記載例

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

平成28年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書



所轄税務署長 麹町

給与の支払者の名称(氏名) 株式会社〇〇〇〇 (フリガナ) ワタナベ タダシ

給与の支払者の法人番号 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 あなたの氏名 渡辺 正

あなたの住所 東京都千代田区霞が関3-1-1

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記します。給与の支払者が個人の場合は、給与の支払者の個人番号を付記する必要はありません。

保険料控除証明書等に記載されている新旧区分を記載してください。

保険金等の受取人はあなた本人又はあなたの配偶者や親族であることが必要です。

あなたの所得が給与所得だけで、給与の収入金額が12,300,000円を超える場合は、合計所得金額が1,000万円を超えるため、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 7,700,000円

配偶者の氏名 (フリガナ) ワタナベ ヒロミ 配偶者の生年月日 明・大 51・9・4

あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所 非居住者である配偶者 生計を一にする事実

種類	名称	契約者の氏名	氏名	あなたの続柄	新旧区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)(a)	給与の支払者の確認印
生命	●●生命	養老 10年	渡辺 正	渡辺 弘美 妻	新旧	25,000円	[印]
		養老 10年	同上	同上	新旧	80,000円	
介護医療	●●生命	介護 10年	渡辺 正	渡辺 弘美 妻	新旧	80,000円	[印]
		介護 10年	同上	同上	新旧	80,000円	
年金	●●生命	年金 30年	渡辺 正	本人	新旧	90,000円	[印]
		年金 30年	同上	同上	新旧	30,000円	

支払った保険料の新旧区分ごとの合計額を記載してください。

支払った保険料の新旧区分ごとの合計額を記載してください。

25,000円 × 1/2 + 10,000円 = 22,500円 【計算式I (新保険料等用)】

80,000円 × 1/4 + 25,000円 = 45,000円 【計算式II (旧保険料等用)】

80,000円 × 1/4 + 20,000円 = 40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

30,000円 × 1/2 + 12,500円 = 27,500円 【計算式II (旧保険料等用)】

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 7,700,000円

配偶者の合計所得金額(見積額)を次の表により計算してください。

所得の種類	収入金額等(ア)	必要経費等(イ)	所得金額(ア)-(イ)
給与所得	1,170,000円	650,000円	520,000円
事業所得			
雑所得			

配偶者が非居住者である場合に○を付けます(親族関係書類の添付等が必要です。)

配偶者が非居住者である場合に送金金額等を記載します(送金関係書類の添付等が必要です。)

この申告書は、平成28年9月1日現在のもので、裏面に記載されています。

次の①②のように配偶者控除を受けることができる配偶者の合計所得金額が38万円以下又は76万円以上の人、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

①配偶者の所得が給与だけで、その給与の収入金額が103万円以下又は141万円以上である人

②配偶者の所得が公的年金等に係る雑所得だけで、その公的年金等の収入金額が158万円以下又は196万円以上(配偶者の年齢が65歳未満の場合は収入金額108万円以下又は1,513,334円以上)である人

計算式I (新保険料等用) ※		計算式II (旧保険料等用) ※	
A, C又はDの金額	控除額の計算式	B又はEの金額	控除額の計算式
20,000円以下	A, C又はDの全額	25,000円以下	B又はEの全額
20,001円から40,000円まで	A, C又はD×1/2+10,000円	25,001円から50,000円まで	B又はE×1/2+12,500円
40,001円から80,000円まで	A, C又はD×1/4+20,000円	50,001円から100,000円まで	B又はE×1/4+25,000円
80,001円以上	一律に40,000円	100,001円以上	一律に50,000円

配偶者の合計所得金額(①~⑦の合計額) [A] 520,000円

配偶者特別控除額の早見表

A欄の金額	控除額B	A欄の金額	控除額B
0円から380,000円まで	0円	600,000円から649,999円まで	160,000円
380,001円から399,999円まで	380,000円	650,000円から699,999円まで	110,000円
400,000円から449,999円まで	360,000円	700,000円から749,999円まで	60,000円
450,000円から499,999円まで	310,000円	750,000円から759,999円まで	30,000円
500,000円から549,999円まで	260,000円	760,000円から	0円

配偶者の合計所得金額が520,000円の場合、控除額は260,000円になります。

地震保険料控除

保険会社	名称	種類	金額	控除額	
××火災	地震(建物)	5	渡辺 正	渡辺 正 本人	42,000円
▲▲止火	積立損害	12	同上	同上	14,800円
地震保険料の金額の合計額		合計額		42,000円	
地震保険料控除額		合計額		50,000円	

地震保険料控除額 ⑧の金額 42,000円 + ⑨の金額(⑨の金額が10,000円を超える場合は、⑨×1/2+5,000円) ※ 12,400円 = 50,000円

社会保険料控除

社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担している人の氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額
国民年金			

国民年金の保険料などのようにあなたが直接支払った社会保険料を記載します。給料から差し引かれた社会保険料は記載しません。

小規模等掛金

種類	金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	
四国電力が主催する電力労働組合加入者掛金	
度に関する契約の掛金	
合計(控除額)	42,000円 + 12,400円 = 54,400円 ⇒ 最高50,000円

(源泉徴収義務者の方へ)支払った保険料等の金額の合計額 [ ] や配偶者の合計所得金額 [ ] を源泉徴収票の所定の欄に転記してください。

# 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書の記載例

(この記載例は、平成28年分の年末調整において住宅借入金等特別控除を受ける場合の「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」(以下「控除申告書」)といふ書き方の例です。なお、震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例を受ける場合は、控除申告書の⑭欄の計算における控除率が異なっていますので、ご注意ください。)

①欄及び⑥欄には、2か所以上の金融機関等から残高等証明書の交付を受けている方は、その全ての証明書に基づいて、それぞれ①欄又は⑥欄に記入します。(住宅借入金等の借換えを行った場合又は連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合は、右の説明をご覧ください。)

①欄は、残高等証明書に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて記入します。なお、①の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と④又は⑤の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を共に有する場合には、税務署にお尋ねください。

②欄の記入に当たっては、取得対価の額を家屋と土地等に区分しないで合計額を確定申告書に記入している場合には、下部の証明事項の⑩の金額を④欄及び⑤欄に記入します(この場合には、証明事項の⑩の金額の左側に「計」が表示されています。)

③欄は、下部の証明事項の⑪・⑫・⑬・⑭の面積及びその割合を記入します。なお、割合は小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げて記入します。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と記入します。

※③欄の③の記入について  
控除申告書③欄の③の記入に当たっては、④欄の③の割合と⑤欄の③の割合と⑥欄の③の割合が、同じ場合は④欄の③の割合又は⑤の割合を書き、異なる場合は③欄の③は記入を省略して、④欄の③に下の算式により計算したiとiiとの金額の合計額を書きます(下の算式により計算した場合には「備考」欄の書き方も参照してください。)

算式

$$i = \frac{(\text{④欄の④の金額})}{(\text{④欄の②の金額})} \times \frac{(\text{④欄の②又は③の割合})}{100} \times 100 \text{ 円}$$

$$ii = \frac{(\text{⑤欄の④の金額})}{(\text{⑤欄の②の金額})} \times \frac{(\text{⑤欄の③の割合})}{100} \times 100 \text{ 円}$$

⑧欄は、下部の証明事項の⑯・⑳・㉑の金額及びその割合をそれぞれ記入します。なお、割合は小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げて記入します。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と記入します。

⑫欄及び⑬欄は、記入の必要はありません。

「備考」欄の記入に当たっては次によります。

- 災害によりその家屋を居住の用に供することができなくなった場合は、「災害発生日平成〇年〇月〇日」と記載します。なお、東日本大震災によりその家屋を居住の用に供することができなくなり、翌年以後、適用期間の特例を受ける場合には、「適用期間の特例」と記載します。
- ③欄の③の記入に当たり、「③欄」の書き方の算式により計算した場合には、算式に当てはめた計算を書きます。なお、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

「年間所得の見積額」欄には、その年の1月1日から12月31日までの合計所得金額の見積額を記入します。

(注)「合計所得金額」とは、総所得金額、特別控除前の分離課税の長(短)期譲渡所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、申告分離課税の上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額です。

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

※平成28年分の確定申告において適用される法律に基づいています。

この欄は控除申告書の提出を受けた給与の支払者が記載します。

平成28年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書 給与の支払者(印)

(この申告書は、年間所得の見積額が3,000万円を超える方は提出できません。)

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

給与の支払者の名称(氏名)	〇〇株式会社	(フリガナ)	株式会社
給与の支払者の所在地(〒)	〇〇区〇〇×-×-×	あなたの氏名	国税太郎
給与の支払者の代表者(印)		あなたの住所	〇〇市△△町×-××-×

新築又は購入に係る借入金等の計算				増改築等に係る借入金等の計算			
借入金の用途	④住宅のみ	⑤土地等のみ	⑥住宅及び土地等	項目	日	金額	等
新築又は購入に係る借入金等の年末残高			19,750,000	増改築等に係る借入金等の年末残高			
家屋又は土地等の取得対価の額	10,000,000	12,500,000	22,500,000	増改築等の費用の額			
家屋の総床面積又は土地等の総面積のうち居住用部分の床面積又は面積の占める割合	70.00	80.00	100	増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用の額の占める割合			
取得対価の額に係る借入金等の年末残高(①と②の少ない方)			19,750,000	増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(④と⑤の少ない方)			
居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高(④×③)			19,750,000	居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(⑥×⑦)			
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の特例を受ける借入金等の年末残高(⑧+⑨)	19,750,000			年間所得の見積額	8,800,000		
特定増改築等の費用の額(備考の(注2)参照)				連帯債務による住宅借入金等の年末残高		39,500,000	
特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑧と⑨の少ない方)(備考の(注2)参照)				備考	私は連帯債務者として、右上の住宅借入金等の残高39,500,000円のうち、19,750,000円を負担することとしています。 〇〇市△△町×-××-× 国税春子 勤務先 〇〇区〇〇×-××-× 〇〇株式会社		
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑧×⑩)	197,500						

この申告書の記載に当たっては、同封の「年末調整で住宅借入金等特別控除を受ける方へ」をお読みください。  
この申告書の提出に当たっては、金融機関等が発行する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が必要です。  
下の証明書は、切り離さないでください。

## 平成28年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

〇〇市△△町×-××-×

平成28年10月17日

国税太郎 様

〇〇税務署長 〇〇 〇〇 〇

左記の方が、平成27年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

新築又は購入した家屋に係る事項				増改築等をした家屋に係る事項			
項目	家屋	土地等	計	項目	日	金額	等
居住開始年月日	平成27年7月24日(特定)			居住開始年月日			
家屋又は土地等の取得対価の額	10,000,000	12,500,000		増改築等の費用の額			
家屋又は土地等の総床面積又は総面積	70.00	80.00		⑥のうち居住用部分の費用の額			
④又は⑤のうち居住用部分の床面積又は面積	70.00	80.00		特定増改築等の費用の額			
				(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		200,000	

(平成27年中居住者用)

(注1) 証明事項の各欄は、平成27年分の申告に基づいて記載しています。なお、「家屋又は土地等の取得対価の額」は、補助金等の額及び住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額を控除した後の金額です。

(注2) この記載例は、連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合について説明しています。

## 【住宅借入金等の借換えを行った場合】

住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすのに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額を控除申告書①欄又は⑥欄に記入します。

本年の住宅借入金等の年末残高 ×  $\frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$

## 【連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合】

連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合には、次の設例を参考に連帯債務による住宅借入金等のうちあなたの負担すべき部分の年末残高を計算し、控除申告書①欄又は⑥欄に転記します。

○設例(中央の証明書兼申告書は、この設例に基づいて記載しています。)

平成27年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に使用します。この明細書の書き方については、控除の裏面を参照してください。

1 住所及び氏名

住所 〇〇市△△町×-××-× 氏名 国税春子

氏名 国税太郎 氏名

2 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

借入金の用途	④住宅のみ	⑤土地等のみ	⑥住宅及び土地等	新築改築等
借入金	4,010,010,010			
借入金		1,510,010		
借入金			2,010,010,010	

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅取得資金の借入 住所 〇〇市△△町×-××-×

れ等をしている者 氏名 国税太郎

住宅借入金等の内訳 1 住宅のみ 2 土地等のみ ③ 住宅及び土地等

住宅借入金等の金額

年末残高	予定額	39,500,000	円
当初金額	平成27年7月17日	40,500,000	円
借入期間又は償還期間	平成27年7月から	25年	月間
	平成52年6月まで		

居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に係る費用の額

(摘要) 連帯債務者 国税春子

租税特別措置法施行令第26条の3第1項の規定により、平成28年12月31日における租税特別措置法(以下「法」)第1項に規定する住宅借入金等の金額、同法第11条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同法第5項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額又は同法第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額等について、上記のとおり証明します。

連帯債務による住宅借入金等の年末残高(円) × あなたの負担すべき割合(%) = 連帯債務による住宅借入金等の年末残高のうちあなたの負担すべき部分の年末残高(円)

39,500,000 × 50 = 19,750,000

(注) 「あなたの負担すべき割合」については、原則として、計算明細書の④欄によります。

「備考」欄に、他の連帯債務者から、「私は連帯債務者として、右上の住宅借入金等の残高〇〇〇〇円のうち、〇〇〇〇円を負担することとしています。」等の文言、住所及び氏名の記入と押印を受けてください。その方が給与所得者である場合には、その勤務先の所在地及び名称も併せて記入を受けてください。なお、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

※平成27年分につき住宅借入金等特別控除を確定申告で受けた給与所得者の方には、平成28年10月頃に税務署からこの記載例が送付されます。